

## 社会福祉法人東通村社会福祉協議会役員の費用弁償等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東通村社会福祉協議会（以下「東通村社協」という。）の役員、評議員等（以下「役員等」という。）に対する費用弁償等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (費用弁償)

第2条 役員等が職務のため旅行した場合には、常勤の役員を除き、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

3 前項の計算、支給方法等については、社会福祉法人東通村社会福祉協議会旅費規程を準用する。ただし、日当及び宿泊料については、別表の額とする。

### (委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、報酬、費用弁償等の支給に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。

2 社会福祉法人東通村社会福祉協議会役員及び職員の旅費に関する規程（平成5年4月1日）は廃止する。

（社会福祉法人東通村社会福祉協議会役員報酬、費用弁償等に関する規程施行に伴う経過措置）

3 前項の規定による施行後の社会福祉法人東通村社会福祉協議会役員報酬、費用弁償等に関する規程は、この規程の施行日以後に出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、従前の規程を適用する。

4 この規程は平成29年9月1日から施行する。

[別 表]

区 分	日 当 (1日に付き)	宿泊料（1夜に付き）				食卓料 (1日に付き)
		村 内	むつ市	県 内	県 外	
理事、監事	2,700 円	7,500 円	9,000 円	11,500 円	14,000 円	2,700 円
評議員	2,500 円	7,000 円	8,500 円	11,000 円	13,500 円	2,500 円

注 1 食卓料は県内の旅行については支給しない。

2 県外旅行については、別に交通費として1日1,500円を支給する。

3 青森県外の旅行で、日帰り旅行の場合には、別に即日加算費として、3,500円を支給する。